

- ・共同研究先の従業員が大学の営業秘密を持ち出した場合
- ・共同研究先の営業秘密を教員が大学の研究に使用した場合
- ・共同研究先の営業秘密を教員が退職後、他大学で使用した場合
- ・学生が共同研究先の営業秘密を漏洩した場合

こんな時どうなるの…?



12/13  
(Fri)

# 熊本大学イノベーション推進機構 客員教授講演会 「不正競争防止法の概要」

学外との交渉・契約時に発生するさまざまな問題・疑問に

弁護士・弁理士がアドバイスする

実用的なセミナーです。

## 会場・時間

熊本大学工学部1号館2階  
共用会議室(B)  
10:20~11:50

## 申込み・問い合わせ

マーケティング推進部  
産学連携ユニット 総務企画チーム  
TEL:096-342-2036  
sangaku-somu@jimu.kumamoto-u.ac.jp

## 講師

影山 光太郎 氏

熊本大学イノベーション推進機構客員教授  
影山法律特許事務所 所長 弁護士・弁理士

主催：イノベーション推進機構